

日頃から皮膚科の診察業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナ感染症の時代を迎えています。感染患者さんとの濃厚接触がありますと外来の閉鎖を余儀なくされます。そうすると入院患者さん、救急患者さんの診療が不可能になります。

そこで密集の危険性を回避するため、また診断と治療に専念するための時間の確保のために2020年9月1日より予約制を導入しております。

## 1 紹介状は必須です 紹介状が無ければその日の受診はできません

当院はクリニック、開業医などのかかりつけ医との機能分担を図り、医療連携を推進しております。

初期の治療や慢性疾患で症状が安定している場合など、一般的な病気はかかりつけ医にお任せし、治らない時や手術が必要な時に当院に紹介、落ち着いたらかかりつけ医にお戻りする、という流れのことを言います。多くの皆様のご要望にお応えしたいところではありますが、際限なく軽症の患者さんが増えますと重症の患者さんの診断や治療に大きく支障が出ます。まず近隣のかかりつけ医か病院からの紹介状を持参していただくようお願いいたします。紹介状は、かかりつけの内科などの医師に頼んでもよいのです。

しかし緊急性のある次の場合は除きます。たとえば…

- ・発熱が引かず発疹が全身にひろがり、目も口もただれてきた時
- ・足が赤く腫れて発熱もあり痛くて歩けない時
- ・全身に水ぶくれが出てきた時
- ・当院の別の科に通院中で皮膚がその病気と関連性がある、または帯状疱疹など緊急性がある場合（院内紹介状が必要です）

## 2 予約外の診察は「予約の振替（変更）」で対応します

今までは当科通院中であれば予約外でも午前11時までに来院されると診察可能としていました。しかし予約外の患者さんで混み合いますと、中待ち合いなどで密集、密接を避ける対応が難しくなります。次に示す例などの場合は予約を変更するなど対応をお願いいたします。

なお、予約の変更はお電話でもできます。

### 緊急性がない例

- ・塗り薬がなくなった（またはなくなりそうだ）  
※早めに予約を取り受診をお願いします。
- ・自分の都合で予約日に来院できない
- ・他の科の受診のついでにいらした
- ・別件で通院中だがホクロやいぼの相談、最近水虫っぽいなど
- ・自己都合で受診が半年間あいた場合、新患扱いになり紹介状が必要です（アザや腫瘍などの定期観察を除く）

ただし、薬剤の副作用が出た、急激に発疹が拡大した、などいつもと症状が異なる場合は、診察いたしますが、事前に外来に電話連絡をお願いします。

また近隣の皮膚科専門医リストがございますので、紹介希望の方は職員にお尋ねください。